

第4部－第3 水循環の促進（上下水道）

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
防災拠点周辺の下水道施設耐震化数	10施設	28施設	36施設	44施設

下水道施設の耐震化の指標です。「三鷹市下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」に基づいて、マンホールと下水道管渠との接合部を柔軟構造に改良するなどの地震対策整備に取り組みます。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
雨水浸透ますの設置数	51,537基	59,500基	67,500基	75,500基

雨水の地下浸透の促進を示す指標です。雨水浸透ますの設置により雨水の地下浸透の促進と下水道への流出抑制を図ります。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画の策定と推進

(1)「下水道経営計画(仮称)」の策定	◎ ①「下水道経営計画(仮称)」の策定
(2)「下水道再生計画(下水道長寿命化計画)(仮称)」の策定	◎ ①「下水道再生計画(下水道長寿命化計画)(仮称)」の策定と推進

2 下水道施設の整備

(1)災害対策の推進	◎ ①「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」の推進
	◎ ②都市型水害対策の推進
	◎ ③井の頭ポンプ場の災害対策の推進
	④陶製取付管の管種変更の促進
(2)適正な維持管理	◎ ①東部下水処理場の延命化
	②下水道管の調査と補修
	③ポンプ場施設の計画的な設備更新
(3)合流式下水道改善の推進	◎ ①「合流式下水道改善計画」の推進
	②スクリーン等の設置
	③分流式下水道の拡大
	④雨水放流堰の改善

3 雨水の地下浸透の推進

(1)雨水浸透施設の設置	◎ ①雨水浸透ますの設置の推進
	②「雨水貯留浸透施設」の設置の推進
	③公共施設(道路等)における雨水浸透施設の設置の促進

4 「多摩川・荒川等流域別下水道整備計画」との整合化

(1)市内処理区の再編成	◎ ①東部処理区の流域下水道への編入の推進
--------------	-----------------------

5 下水処理の適正化

(1)施設の適正な維持管理の推進	①東部下水処理場等の適正な維持管理
(2)情報提供・啓発の推進	◎ ①環境に関する情報提供の充実 (「第4部－第1 環境保全の推進」参照)

6 節水型都市づくりの推進

(1)雨水の有効利用の推進	①環境配慮制度に基づく雨水利用設備の整備の誘導
	②公共施設における雨水利用の推進
	③雨水小型貯留槽の設置の促進
(2)節水意識の高揚と節水器具の普及	①節水器具の普及促進

7 上水道施設の災害対策の推進

(1)震災対策の推進	※ ①経年管(配水管)の取り替えによる耐震性の向上
	※ ②初期ダクタイル管の取り替えによる耐震性の向上
	※ ③耐震継手化事業の推進
(2)消防水利の確立	①防火貯水槽の整備 (「第3部－第4 災害に強いまちづくりの推進」参照)

8 都営水道事業の事務委託解消後の体制整備

(1)都営水道事業の事務委託解消後の体制整備	※ ①都営水道事業の事務委託解消に向けた取り組み
	※ ②市民サービスを維持継続する窓口体制の構築
	※ ③委託解消後の都との連携強化
	④非常時の応急給水体制の確立 (「第3部－第4 災害に強いまちづくりの推進」参照)

Ⅲ 主要事業

1－(1)－①「下水道経営計画(仮称)」の策定

下水道事業の今後の事業計画、経営見通し等を明らかにし、中期的なビジョンを示した「下水道経営計画(仮称)」を策定します。この計画により、安定した下水道経営と下水道サービスの提供、管理の適正化等、計画的な事業の推進と効果的・効率的な事業の推進を図ります。

策定にあたっては、東部処理区の流域下水道への編入、下水道長寿命化計画(仮称)等の様々な課題も含めて、健全な下水道経営の視点から調査・検討をするとともに、計画素案を「使用料等審議会」に報告することにより、市民の意見を反映しながら検討を進めます。

1－(2)－①「下水道再生計画(下水道長寿命化計画)(仮称)」の策定と推進

昭和48年の下水道整備100%達成以来38年が経過し、管渠、ポンプ場等の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント手法による効果的・効率的な計画を作成し、施設の改築・更新を実施します。

2－(1)－①「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」の推進

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、下水道施設に大きな被害が発生し下水道地震対策整備の重要性を再認識したところです。震災時にも継続して使用可能な下水道施設を目指して、平成20年度に策定した「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」に基づき、「地域防災計画」に位置づけられた防災拠点周辺等の下水道施設の地震対策の整備に取り組みます。

2－(1)－② 都市型水害対策の推進

近年、多発する集中豪雨による「都市型水害」に対処するため、緊急を要する箇所に「雨水管・雨水貯留管」等を整備するとともに、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させ、河川や下水道への流出を抑制する「道路雨水貯留浸透施設」を設置します。

2-(1)-③ 井の頭ポンプ場の災害対策の推進

老朽化したポンプ場の計画的な維持・保全を行うために建物の補強工事を実施するとともに、災害時等の停電に備えて自家発電機等の防災対策に取り組めます。

2-(2)-① 東部下水処理場の延命化

単独処理区の終末処理場である東部下水処理場は、平成 21 年 7 月に東京都が策定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に流域下水道へ編入することが位置付けられました。

しかしながら、東部下水処理場は昭和 43 年に運転開始して以来 40 年を経過し、老朽化が進んでいることから、流域編入に至るまでの適切な維持、管理を行うため、機械・電気設備等に係る延命化工事に取り組めます。

2-(3)-① 「合流式下水道改善計画」の推進

合流式下水道は雨天時に雨水吐き室やポンプ場より希釈された下水が公共水域に流出し、河川・湖沼・海域などの水質のみならず衛生面・景観に影響を与えています。市域の約 8 割を占める合流式下水道について、平成 16 年度に策定した「合流式下水道改善計画(平成 21 年度見直し)」に基づき、雨水浸透施設等や「きょう雑物の削減対策」としてスクリーン等を設置します。

3-(1)-① 雨水浸透ますの設置の推進

環境保全型都市を目指し、総合的な治水対策の一環として、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させ、河川や下水道本管への流出を極力抑制する雨水流出抑制型下水道への転換を図ることを目標に、公共施設・民間建築物・住宅等への雨水浸透ますの設置の促進を図ります。

4-(1)-① 東部処理区の流域下水道への編入の推進

平成 21 年 7 月に「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に位置づけられた東部処理区の編入について、関係機関との協議を行い実施に向けて取り組めます。

IV 推進事業

7-(1)-① 経年管(配水管)取り替えによる耐震性の向上

震災時にも安定した給水を確保するため、東京都水道局の「東京水道経営プラン 2010」に基づき、昭和 47 年度以前に布設された経年配水管(普通鑄鉄製配水管)をより耐震強度の高いダクタイル鑄鉄管に布設替えを行います。延長 31,932m を平成 17 年度から平成 25 年度(平成 24 年度からは東京都)の予定で実施します。

7-(1)-② 初期ダクタイル管の取り替えによる耐震性の向上

震災時にも安定した給水を確保するため、初期ダクタイル管(昭和 30 年代から 40 年代に布設されたダクタイル鑄鉄管の直管と高級鑄鉄管の異形管が混在している路線)をより耐震強度の高いダクタイル鑄鉄管に布設替えします。延長 13,843m を平成 21 年度から平成 30 年度(平成 24 年度からは東京都)の予定で実施します。

7-(1)-③ 耐震継手化事業の推進

震災時の断水被害を最小限に抑え、平常給水に復旧するまでの日数を短縮することを目指してダクタイル鑄鉄管の耐震継手化を進めます。経年管、初期ダクタイル管のほか、昭和 54 年以前に布設された耐震継手化されていないダクタイル鑄鉄管の延長 15,763m を耐震継手管に布設替えします。平成 23 年度から着手し、平成 31 年度まで(平成 24 年度からは東京都)の予定で実施します。

8-(1)-① 都営水道事業の事務委託解消に向けた取り組み

8-(1)-② 市民サービスを維持継続する窓口体制の構築

8-(1)-③ 委託解消後の都との連携強化

事務委託方式を平成23年度末までにすべて解消し、水道事業を東京都水道局に移行します。平成22年6月25日に締結した「東京都水道事業の事務の委託を廃止することに関する基本協定」に基づき、施設管理系及び給水装置系業務の移行に向けた作業を進めるとともに、市民サービスや事業等の継続性に配慮した窓口対応のあり方を検討し、委託解消後の都及び関係機関との連携の強化を図ります。

V 関連個別計画

- ・下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）
- ・合流式下水道改善計画
- ・地域防災計画